



県章

三重県公報

昭和55年12月26日 金曜日 第10929号

目次

告示

- 公益法人の設立許可 (社会課) 2
- 医療機関の指定 (同) 2
- 施術機関の指定 (同) 3
- 同件 (同) 3
- 指定医療機関からの廃止の届出 (同) 3
- 三重県公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱の一部改正 (生活環境総務課) 4
- 有害な興行の指定 (青少年健民課) 5
- 有害な図書類の指定 (同) 5
- 家畜の移入禁止 (畜産課) 8
- 漁船損害補償法の規定による付保義務の同意 (漁政課) 9
- ばつち網漁業の定数並びに許可及び起業認可の申請期間 (同) 9
- 公有水面埋立免許 (港湾課) 9
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 11

公安委告示

- 警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所および検問所の名称、位置および所管区の一部改正 (公安委員会) 15
- 道路交通法の規定に基づく交通規制等の一部改正 (同) 15

公告

- 紛失届のあつた免税証を無効とした旨 (税務課) 19
- 昭和55年度消防設備士講習の実施 (消防防災課) 20
- 土地改良区役員の退任及び就任並びに住所変更の届出 (耕地第一課) 21
- 土地改良事業の認可 (同) 24
- 道路位置の指定及びその関係図書の縦覧 (建築課) 24
- 宅地建物取引業者の業務の停止 (開発指導課) 25

課長
課長補佐
主査
中島
森

お知らせ

○ 第二種大規模小売店舗における小売業に関する件 (商工課) 25



三重県告示第598号

民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により、公益法人の設立を次のとおり許可した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

- 1 許可年月日
昭和55年12月17日
- 2 法人の名称
財団法人 三重県国民年金福祉協会
- 3 主たる事務所の所在地
三重県津市広明町13番地

三重県告示第599号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
第一薬局	有限会社浜商会	桑名市江場北郷21	55.8.15
吉田医院	吉田千秋	四日市市平尾町 1989-1	55.10.6
三原小児科	三原武彦	四日市市日永西三 丁目1-21	55.7.1
医療法人十全会 川井病院	医療法人 十全会	津市本町26番11号	55.10.1
田中内科	田中惇	久居市新町 867-2	55.11.15
三重県いなば園	三重県	久居市稲葉町3989	55.10.1
柚原療診所	小林宣義	松阪市柚原町1643	55.12.1
与原診療所	小林宣義	松阪市与原町 197-1	55.12.1
河北内科	河北康司	伊勢市小木町 746-1	55.11.1

小畑病院	小畑秀世	三重郡川越町 豊田天神432	55.11.1
東英歯科医院	東文英	北牟婁郡紀伊長島 町東長島 323-1	55.11.15
舟木内科医院	舟木治	桑名市大字 蓮花寺979-76	55.12.1
藤田歯科	藤田導	伊勢市常盤 2-13-7	55.12.1

三重県告示第600号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させるあん摩、マッサージ指圧師を指定した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

施術機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
岩本治療院	岩本守	桑名市吉野町4825	55.10.9
鍼灸マッサージ 嶋崎治療院	嶋崎正治	熊野市井戸町446-33	55.10.11

三重県告示第601号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を指定した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

施術機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
天野鍼灸整骨院	天野治	四日市市住吉町 14-9	55.3.2

三重県告示第602号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項第2号の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
村木歯科医院	村木眞	四日市市日永 4丁目5-19	55.11.11

吉田 医院	吉田 千秋	四日市市富田 一色町30-38	55.10.1
岡 歯科医院	岡 孝	亀山市本町667	55.11.1
医療法人十全会 川井 医院	医療法人十全会	津市本町26-11	55.10.1
三重県いなば園	社会福祉法人 三重県厚生事業 団	久居市稲葉町 上野3989	55.10.1
眞岡 医院	眞岡 修	志摩郡浜島町 浜島642	55.11.1
小畑外科病院	小畑 秀雄	三重郡川越町 豊田天神432	55.11.1
天野 療院	天野 治	四日市市富田 一色町30-29	55.3.2

三重県告示第603号

三重県公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和55年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

三重県公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱(昭和46年三重県告示第643号)の一部を次のように改正する。

第3条中「年4.3パーセント」を「年4.1パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、昭和56年1月1日から施行する。
- 昭和55年12月1日までに借り入れた資金の利子に係る利子補給金の額の計算については、新要綱第3条中「年4.1パーセント」とあるのは、昭和49年3月31日までに借り入れた資金の利子に係るものについては「年2.98パーセント」と、昭和49年4月1日から昭和53年4月30日までに借り入れた資金の利子に係るものについては「年3.5パーセント」と、昭和53年5月1日から昭和54年9月30日までに借り入れた資金の利子に係るものについては「年3.3パーセント」と、昭和54年10月1日から昭和55年6月30日までに借り入れた資金の利子に係るものについては「年3.8パーセント」と、昭和55年7月1日から昭和55年12月1日までに借り入れた資金の利子に係るものについては「4.3パーセント」と読み替えて同条の規定を適用するものとする。

三重県告示第604号

三重県青少年保護育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第7条第1項の規定により、青少年の健全な育成に有害な興行として次のとおり指定した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

番号	映 画 名	製作(配給)社名	指 定 指 定 理 由 年 月 日
315	のぞき狙い	東 活	昭和55年12月22日 著しく性的感情を刺激するので青少年に見せることが好ましくない。
316	異常な指やめて!	に っ かつ	
317	い ル ら ん	東 活	
318	エンドレス・セックス	ニューセレクト	
319	◎犯しの現場	大 蔵	
320	密室連続暴行	新 東 宝	
321	裸女快感大全集	東 映	
322	タッチアップ 牝猫SEX	ニューセレクト	
323	けいこのマンボ 痴漢電車乗り逃げ	新 東 宝	
324	人妻悶絶興奮	〃	
325	にっかつニュース 〈見せたがる女〉	に っ かつ	
326	にっかつニュース 〈百恵の唇愛獣〉	〃	
327	OL狂ったおしゃぶり	新 東 宝	
328	ザッツ・ポルノ	富 士	
329	見せたがる女	に っ かつ	
330	百恵の唇 愛 獣	〃	
331	制服を縛る!	新 東 宝	
332	尾行いたずら	東 活	
333	処女淫夢	ジョイパック	
334	女教師狂った欲情	大 蔵	
335	暴行霊あらそい	〃	
336	処女残酷 うぶ毛	に っ かつ	

三重県告示第605号

三重県青少年保護育成条例(昭和46年三重県条例第62号)第8条第1項の規

定により、青少年の健全な育成に有害な図書類として次のとおり指定した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川 亮 三

番号	図 書 名	発行所	発 行 日	指 定 日	指 定 理 由
640	熱い愛液 OQ-3	日黒川 書房	不 明	昭和55年 12月23日	著しく性的感 情を刺激し、又 は著しく粗暴性 若しくは残忍性 を助長するため 青少年に見せ、 読ませ、若しく は聞かせること がその健全な育 成を阻害するお それがある。
641	愛撫激感 AL-オ9 (感じる年ごろ)	Do企 画	"	"	
642	愛液過多 AL-オ8 (性 夢)	アリス 出 版	"	"	
643	官能少女 H1-B2 (潮騒の少女)	アートブ レス	"	"	
644	緊縛調教	ひかり書 房	"	"	
645	局部アップ待 望第7弾 AL-カ6	アリス 出 版	"	"	
646	HowToSEX 激挿入 A1-ア8	エルシー 企 画	"	"	
647	COMFORT (CONBOY!) B1-C2	エ ー ス 企 画	"	"	
648	恍惚天使	不 明	"	"	
649	強 姦	エルシー 企 画	"	"	
650	下半身の秘密 AK-オ7	Do企 画	"	"	
651	処女の粘膜	ホワイト 出 版	"	"	
652	触診病棟 B1-B6 (憧 れ)	ブランデ ル企画	"	"	
653	性 具	不 明	"	"	
654	恥 穴 AL-カ0 (教養講座)	アリス 出 版	"	"	
655	はめごろ売春 恥骨責め AK-エ9 (夜のOL日記)	八月書房	"	"	
656	秘肉濡れ盛り AL-カ4 (姉 妹)	アリス 出 版	"	"	
657	FUCK (CLIMAX) AK-オ6	"	"	"	
658	暴走強姦 AL-カ1 (好奇心)	LANDA -GR	"	"	
659	牝猫の欲望	ひかり 書 房	"	"	

660	淫 写 (甘い誘惑) H-482	アートブ レス	不 明	"
661	少女の手淫 処女変態教育 ひかり 書 房	"	"	"
662	(愛のない関係) 妖 精 G4-71	ゼロ企画	"	"
663	(夢 の 中) H-492	アートブ レス	"	"
664	天使爛熟 303351	グリーン 企 画	"	"
665	レイプジャック 乗っ取り強姦 AL-カ5	八月書房	"	"
666	夢想発情期	ひかり 書 房	"	"
667	女学生 めば え 303335	グリーン 企 画	"	"
668	悶絶メロメロ OQ-1	日黒川 書 房	"	"
669	誘 惑 (思春期) B4-83	ブランデ ル企画	"	"
670	S O S 1月号	新樹書房	56年1月 1日	"
671	エンジェル E2-B4	寧良書房	不 明	"
672	エロスアップ EP-2	アップル 出 版	"	"
673	オーバーヒート OH-2	ビケン	"	"
674	ガールハンター GH-2	かいめい 書 房	"	"
675	ガール&ガール G-2	アリス 出 版	"	"
676	SNOB (少女の体液) SN-2	アリス 出 版	"	"
677	Sister KA-2	ギャル出 版	"	"
678	少女アリス S-2	アリス 出 版	"	"
679	特写シーン TS-2	タミーX O	"	"
680	独身時代 DS-2	ア イ 版 出 版	"	"
681	ナイトラブ NL2	アップル 社	"	"
682	ハイスクール HS2	ア イ 版 出 版	"	"
683	ピンクボックス D-2	土曜出版 社	"	"

684	ハニーラブ	No6	ひかり書房	〃
685	放課後〔淫花〕 (17才の放課後)		アリスダミーXO	〃
686	H O T	HO-2	アリス版	〃
687	レポート	R-1	アップル出版	〃
688	マイヘアー	MH-2	ギャル版	〃
689	ムッシュ	MS-2	ジョイフル出版	〃
690	メッセージ	M-2	海鳴書房	〃
691	ラブメイツ	LM-2	土曜出版社	〃
692	快楽BOY 娯楽ABC増刊号		ミリオン出版	56年1月15日
693	G A L 1月号		チャンスコミック社	1月1日
694	告白特選館 新年クチ開け号		大洋書房	〃
695	娯楽パラダイス 新年特集号		〃	1月10日
696	実話りっぶ1月号増刊 娘の性愛体験集		〃	1月15日
697	週刊特報 1月1日号		若生出版	1月1日
698	娯楽パラダイス増刊 悶絶体験特集		大洋書房	1月15日
699	トビックライナー 1月号		ミリオン出版	1月1日
700	B & B 新年号		淡路書房	〃
701	ラブハンター 1月号		大洋書房	〃

三重県告示第606号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項の規定により、家畜伝染性疾病のまん延を防止するため、次のとおり家畜の移入を禁止した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

- 1 移入禁止の目的
豚コレラのまん延防止のため
- 2 移入禁止の対象となる家畜の種類及び範囲
豚
- 3 移入禁止の期間
昭和55年12月16日から当分の間

4 移入禁止の区域

千葉県そうらぶ郡及び八日市並びに栃木県河内郡全域

三重県告示第607号

次のものについては、漁船損害補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による付保義務の同意があったものと認める。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

漁船損害補償法施行令第5条第1項の規定による届出年月日	加入区	発起人の住所及び氏名
昭和55年11月27日	名田	志摩郡大王町名田 浜口常雄 寺下久男 飯田時司

三重県告示第608号

三重県漁業調整規則（昭和41年三重県規則第21号）第9条第2項及び第26条第1項の規定に基づき、ばっち網漁業の定数並びにその許可及び起業認可の申請期間を次のとおり定めた。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川亮三

定数 60統

許可及び起業認可申請期間 昭和55年12月26日から昭和56年1月14日まで

三重県告示第609号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

昭和55年12月26日

尾鷲港港湾管理者の長

三重県知事 田川亮三

- 1 免許の年月日及び番号
昭和55年12月19日
三重県指令港第135号
- 2 免許を受けた者の住所及び名称

津市広明町13番地

三重県

3 埋立区域

(1) 位置

尾鷲市大字天満浦字天満198番地の2地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑫の地点と①の地点を結ぶ昭和52年12月5日付け三重県指令港第195号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.49mにより決定)により囲まれた区域

①の地点 尾鷲港第1防波堤燈台(北緯34°04'11"東経136°12'33")から14°43'07" 328.0mの地点

②の地点 ①の地点から195°30' 120.6mの地点

③の地点 ②の地点から285°30' 6.5mの地点

④の地点 ③の地点から 15°30' 1.5mの地点

⑤の地点 ④の地点から285°30' 3.5mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から195°30' 1.5mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から285°30' 5.0mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 15°30' 112.5mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から105°30' 1.5mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 15°30' 3.5mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から285°30' 1.5mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 15°30' 4.9mの地点

(3) 面積

1,802.18㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

尾鷲市大字天満浦字天満198番地の2地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 尾鷲港第1防波堤燈台(北緯34°04'11"東経136°12'33")から17°00' 165.0mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から285°30' 74.0mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から 15°30' 190.0mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から105°30' 74.0mの地点

(3) 面積

14,060.00㎡

5 埋立地の用途

ふ頭用地

三重県告示第610号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

昭和55年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

中津急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡美杉村下之川字源内、中津、大柏、コビ谷、池ノ谷

3 区域の土地の表示

次のイの地点とロの地点を一志郡下之川字北小坪谷と同字源内の字界に沿って結んだ線、ロの地点からへの地点まで順次直線で結んだ線、への地点とトの地点を同字中山寺、神山、左本と同字中津の字界に沿って結んだ線、トの地点とイの地点を村道八知中津線と水路と村道八知中津線と水路の官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

イの地点 美杉村下之川字源内4906の1、同字北小坪谷4891と水路の境界線の交わる地点

ロの地点 美杉村下之川字北小坪谷4899、4903と同字源内4906の1の境界線の交わる地点

ハの地点 美杉村下之川字源内4941の7と水路と認定外道路の境界線の交わる地点

ニの地点 美杉村下之川字大柏4960、4959の1と認定外道路の境界線の交わる地点

ホの地点 美杉村下之川字池ノ谷5556の2、同字中津5022と5023の境界線の交わる地点

への地点 美杉村下之川字中山寺5499、同字中津5026と5027の境界線の交わる地点

トの地点 美杉村下之川字中津5029、同字左本5157の1と村道八知中津線の境界線の交わる地点

第2

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
中村急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡美杉村下之川字中村、雨見寺、不動ノ口、向田

3 区域の土地の表示

次のイの地点とロの地点を水路の官民地境界線に沿って結んだ線、ロの地点からニの地点まで順次直線で結んだ線、ニの地点とホの地点を認定外道路と水路の官民地境界線に沿って結んだ線、ホの地点とへの地点を県道一志美杉線と水路の官民地境界線に沿って結んだ線、への地点とトの地点を一志郡美杉村下之川字雨見寺2070と2042、2053、2069、2071、同字中村1965、1966の境界線に沿って結んだ線、トの地点とイの地点を水路と県道一志美杉線の官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

イの地点 美杉村下之川字向田1989と水路と県道一志美杉線の境界線の交わる地点

ロの地点 美杉村下之川字雨見寺2070と水路の境界線と同字中村と同字雨見寺の字界の交わる地点

ハの地点 美杉村下之川字雨見寺2072の2、2071と2069の境界線の交わる地点

ニの地点 美杉村下之川字雨見寺2067の1、2055と認定外道路の境界線の交わる地点

ホの地点 美杉村下之川字向田2038の1と水路と県道一志美杉線の境界線の交わる地点

への地点 美杉村下之川字雨見寺2070、2042と水路の境界線の交わる地点

トの地点 美杉村下之川字雨見寺2070、同字中村1966と水路の境界線の交わる地点

第3

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
竜口急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名張市竜口字宮西、寺谷

3 区域の土地の表示

次のイの地点とロの地点を名張市竜口字宮西750、749、734、733、729、728と745の2、746、748、735、736の1の境界線に沿って結んだ線、ロの地点とハの地点を直線で結んだ線、ハの地点とニの地点を同字寺

谷706の2、706の1、707と703の1、701の境界線に沿って結んだ線、ニの地点とホの地点を直線で結んだ線、ホの地点とへの地点を認定外道路の官民地境界線に沿って結んだ線、への地点とトの地点を同字同700、697と709、710、697の内の境界線に沿って結んだ線、トの地点からリの地点まで順次直線で結んだ線、リの地点とヌの地点を水路の官民地境界線に沿って結んだ線、ヌの地点とルの地点を同字同662、663、690と666、684、685、689の境界線に沿って結んだ線、ルの地点とイの地点を認定外道路と市道竜口1号線の官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

イの地点 名張市竜口字宮西750、745の2と市道竜口1号線の境界線の交わる地点

ロの地点 名張市竜口字宮西728、736の1と市道竜口5号線の境界線の交わる地点

ハの地点 名張市竜口寺谷706の2、703の1と市道竜口5号線の境界線の交わる地点

ニの地点 名張市竜口寺谷701、707と認定外道路の境界線の交わる地点

ホの地点 名張市竜口寺谷711、709と認定外道路の境界線の交わる地点

への地点 名張市竜口寺谷700、709と認定外道路の境界線の交わる地点

トの地点 名張市竜口寺谷697の内、697と660の境界線の交わる地点

チの地点 名張市竜口寺谷660、661と水路の境界線の交わる地点

リの地点 名張市竜口寺谷662、693と水路の境界線の交わる地点

ヌの地点 名張市竜口寺谷662、666と水路の境界線の交わる地点

ルの地点 名張市竜口寺谷689、690と認定外道路の境界線の交わる地点

第4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
広永急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市広永町字間之田、向山、内ノ坪

3 区域の土地の表示

四日市市広永町字内ノ坪939の2、939の4、1076の1、1075、1078、1079、1096、1099、1100、1101、1102、1103、926、925、同字向山749、748、747、745、744、同字間之田634、同字向山744の1、740の1、740、647の200、647の120、647の121、647の122、647の123、647の124、市道広永団地5号線の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第5

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小古曾急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
四日市市小古曾五丁目
- 3 区域の土地の表示
四日市市小古曾五丁目1390の24、1531の1、1531の2、1531の15、1531の16、1531の18、1531の20、1531の22、1531の27、1531の28、1531の33、1531の29、1531の30、1531の31、1531の32の土地及びこれらの土地に囲まれた土地並びにこれらに介在する国有地又は公有地

第6

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
浜島浦ノ浜地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
志摩郡浜島町大字浜島字浦ノ浜
- 3 区域の土地の表示
次のイの地点とロの地点を町道浜島56号線と水路の官民地境界線に沿って結んだ線、ロの地点とハの地点を志摩郡浜島町大字浜島字浦ノ浜829、831と827の2、827の1、827の2、827の6、827の7の境界線に沿って結んだ線、ハの地点とニの地点を水路と認定外道路と町道浜島56号線の官民地境界線に沿って結んだ線、ニの地点とホの地点を直線で結んだ線、ホの地点とイの地点を同字同830、830の1、830の4、830の5、834、876の4、836の5、837の7、837の6、837の5、837の4、844と830の8、830の5、830の6、834の1、837、837の1、837の2、837の3、834の3の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域及びこれに介在する国有地又は公有地

イの地点 浜島町大字浜島字浦ノ浜834の3、844と町道浜島56号線の境界線の交わる地点

ロの地点 浜島町大字浜島字浦ノ浜829、827の2と国道260号線の境界線の交わる地点

ハの地点 浜島町大字浜島字浦ノ浜831、827の7と827の8の境界線の交わる地点

ニの地点 浜島町大字浜島字浦ノ浜833、832と832の1の境界線の交わる地点

ホの地点 浜島町大字浜島字浦ノ浜830、830の8と833の2の境界線の交わる地点



三重県公安委員会告示第51号

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所および検問所の名称、位置および所管区（昭和45年三重県公安委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、昭和56年1月1日から施行する。

昭和55年12月26日

三重県公安委員会委員長 金丸吉生

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所および検問所の名称、位置および所管区表鈴鹿警察署の項米警察官駐在所の項を次のように改める。

磯山警察官駐在所 鈴鹿市磯山二丁目	鈴鹿市のうち 東磯山一丁目、東磯山二丁目、東磯山三丁目、東磯山四丁目、磯山町、磯山一丁目、磯山二丁目、磯山三丁目、磯山四丁目、五祝町、秋永町、中瀬古町、郡山町、越知町
----------------------	--

警部派出所、警察官派出所、警察官駐在所および検問所の名称、位置および所管区表津警察署の項櫛形警察官駐在所の項を次のように改める。

櫛形警察官駐在所 津市大字小舟	津市のうち 大字分部、大字小舟、大字産品、大字殿村、安東町の一部（中跡部、鹿毛、跡部を除く。）
--------------------	--

三重県公安委員会告示第52号

道路交通法の規定に基づく交通規制等（昭和45年三重県公安委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

昭和55年12月26日

三重県公安委員会委員長 金丸吉生

鈴鹿警察署の項別表第1 112の欄の次に次のように加える。

113	鈴鹿市肥田町字寺垣内311番地の4先市道鈴鹿中央線と県道伊勢若松停車場神戸地子線及び市道寺垣内1号線の交差点	宇気比神社前交差点
-----	--	-----------

鈴鹿警察署の項別表第3中

市道	鈴鹿市肥田町字寺垣内311番地の4先	
348 鈴鹿中央線	(宇気比神社前交差点)	” 3 無

を

市道 348 鈴鹿中央線	鈴鹿市肥田町字寺垣内311番地の4先 (宇気比神社前交差点)	"	3	有
-----------------	-----------------------------------	---	---	---

に改める。

鈴鹿警察署の項別表第26中

45 市道 鈴鹿中央線	鈴鹿市肥田町字寺垣内311番地の4先 (宇気比神社前交差点)	"	1	"	無
----------------	-----------------------------------	---	---	---	---

を

45 市道 鈴鹿中央線	鈴鹿市肥田町字寺垣内311番地の4先 (宇気比神社前交差点)	"	1	"	有
----------------	-----------------------------------	---	---	---	---

に改める。

津警察署の項別表第1 163の欄の次に次のように加える。

164	津市高茶屋小森上野町529番地先市道垂水南郊中学校線と市道西城山小森上野線の交差点	稲葉齒科前交差点
165	安芸郡河芸町大字一色1377番地先町道上野白塚線と町道国道一色線及び町道豊津漁港一色線の交差点	豊津小学校前交差点

津警察署の項別表第3中

町道 274 中別保上野線	安芸郡河芸町大字中別保1996番地先 (豊津小学校南交差点)	"	4	無
------------------	-----------------------------------	---	---	---

を

町道 274 上野白塚線	安芸郡河芸町大字一色1377番地先 (豊津小学校前交差点)	"	4	有
-----------------	----------------------------------	---	---	---

に、

市道 403 垂水南郊中学校線	津市高茶屋小森上野町529番地先 (瀬古幸三郎方前)	"	1	無
--------------------	-------------------------------	---	---	---

を

市道 403 垂水南郊中学校線	津市高茶屋小森上野町529番地先 (稲葉齒科前交差点)	"	4	有
--------------------	--------------------------------	---	---	---

に改める。

津警察署の項別表第10中

137	安芸郡河芸町一色1377番地先町道上野白塚線と町道国道一色線および町道豊津漁港一色線の交差点(豊津小学校前)	東詰および西詰から入る車両	"
138	安芸郡河芸町千里ヶ丘58番地の5先町道千里ヶ丘3号線と町道千里ヶ丘37号線の交差点(柚木光男方前)	南詰および北詰から入る車両	"

を

137	削	除	
138	安芸郡河芸町千里ヶ丘58番地の5先町道千里ヶ丘3号線と町道千里ヶ丘37号線の交差点(柚木光男方前)	南詰及び北詰から入る車両	終日

に、

238	津市高茶屋小森上野町529番地先市道垂水南郊中学校線と市道西城山上野線の交差点(瀬古幸三郎方前)	東詰および西詰から入る車両	"
239	津市白塚町2856番地先県道栗真中山白塚停車場線と市道白塚新川第2号線の交差点(旭電気工業前)	東詰および西詰から入る車両	"

を

238	削	除	
239	津市白塚町2856番地先県道栗真中山白塚停車場線と市道白塚新川第2号線の交差点(旭電気工業前)	東詰及び西詰から入る車両	終日

に改める。

松阪警察署の項別表第1 124の欄の次に次のように加える。

125	松阪市大垣内町字十一425番地の4先国道23号と市道無名線の交差点	大垣内交差点
-----	-----------------------------------	--------

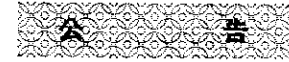
松阪警察署の項別表第3 422の欄の次に次のように加える。

国道 423 23号	松阪市大垣内町字十一425番地の4先 (大垣内交差点)	交差点3	有
---------------	--------------------------------	------	---

松阪警察署の項別表第10中

202	松阪市大垣内町字十一425番地の4先国道23号線(南勢バイパス)と市道無名線の交差点(出間北交差点)	東詰及び西詰から入る車両	"
203	松阪市出間町字長福寺365番地の3先国道23号線(南勢バイパス)と県道大淀東黒部松阪線の交差点(出間交差点東)	西詰から入る車両	"

を



次の軽油引取税に係る免税証は、紛失した旨の届出があつたので無効とした。

昭和55年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

1 免税証の種類及び数量

免税証の種類	用途	記号及び番	号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の事業所所在地及び名称	交付した事務所名
⑩ 農	農	C238351	C238362	55.8.15	12	員弁郡大安町石博南434-1	北勢県民局
				56.8.14		石博農業協同組合	桑名県税事務所

2 紛失年月日

昭和55年10月14日

3 紛失届出者

員弁郡大安町字賀 伊 藤 一 男

4 無効とした年月日

昭和55年10月14日

第2

1 免税証の種類及び数量

免税証の種類	用途	記号及び番	号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の事業所所在地及び名称	交付した事務所名
⑩ 農	農	C238334	C238350	55.8.15	17	員弁郡大安町石博南434-1	北勢県民局
				56.8.14		石博農業協同組合	桑名県税事務所

2 紛失年月日

昭和55年10月15日

3 紛失届出者

員弁郡大安町鍋坂 藤 川 秋次郎

4 無効とした年月日

昭和55年10月15日

第3

1 免税証の種類及び数量

免税証の種類	用途	記号及び番	号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の事業所所在地及び名称	交付した事務所名
⑩ 農	農	C238317	C238333	55.8.15	17	員弁郡大安町石博南434-1	北勢県民局
				56.8.14		石博農業協同組合	桑名県税事務所

202	削	除
203	松阪市出間町字長福寺365番地の3先国道23号と県道大淀東黒部松阪線の交差点 (出間交差点東)	西詰から入る車両 終 日

に改める。

名張警察署の項別表第1 33の欄の次に次のように加える。

34	名張市つつじが丘北3番町1番地の1先市道国津箕曲線と私道つつじが丘中央線の交差点	つつじが丘商店街北交差点
----	--	--------------

名張警察署の項別表第3中

120	名張市つつじが丘北3番町1番地の1先 (つつじが丘商店街北交差点)	"	4	無
-----	-----------------------------------	---	---	---

を

120	名張市つつじが丘北3番町1番地の1先 (つつじが丘商店街北交差点)	"	4	有
-----	-----------------------------------	---	---	---

に改める。

名張警察署の項別表第10中

176	名張市つつじが丘北3番町1番地の1先市道国津箕曲線と私道つつじが丘中央線の交差点 (つつじが丘商店街北交差点)	南詰及び北詰から入る車両	"
177	名張市つつじが丘北5番町15番地先私道兼前つつじが丘線と私道つつじが丘中央線の交差点 (溝上忠夫方前)	西詰から入る車両	"

を

176	削	除
177	名張市つつじが丘北5番町15番地先私道兼前つつじが丘線と私道つつじが丘中央線の交差点 (溝上忠夫方前)	西詰から入る車両 終 日

に改める。

- 2 紛失年月日
昭和55年10月15日
- 3 紛失届出者
員弁郡大安町石樽東 小林 敏 正
- 4 無効とした年月日
昭和55年10月15日

第4

1 免税証の種類及び数量

免税証の種類	用途	記号及び番	号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の事業所所在地及び名称	交付した事務所名
0 券	100 魚	B251921	16	55.11.13	桑名市赤須賀526の56	北勢県民局	
		B251936	16	56.4.24	赤須賀漁業協同組合	桑名県税事務所	

- 2 紛失年月日
昭和55年11月13日
- 3 紛失届出者
桑名市開勢町東28番地 水谷 嘉 男
- 4 無効とした年月日
昭和55年11月13日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8の2の規定により、昭和55年度消防設備士講習を次のとおり実施する。

昭和55年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

1 講習の区分、日時及び場所

講習区分	講 習 日	講 習 場 所
第4種	昭和56年2月3日(火)	四日市市新正4丁目8-12
第5種	昭和56年2月4日(水)	三重県四日市庁舎
第1種	昭和56年2月5日(木)	6階大会議室
第2種	昭和56年2月5日(木)	同上
第4種	昭和56年2月25日(水)	津市広明町13
第5種	昭和56年2月26日(木)	三重県庁講堂
第1種	昭和56年2月27日(金)	同上
第2種	昭和56年2月27日(金)	同上
第3種	昭和56年2月27日(金)	同上

講習時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 受講申請書の受付期間
三重県四日市庁舎で実施する講習にあつては昭和56年1月21日から同月23日まで、三重県庁講堂で実施する講習にあつては2月18日から同月20日まで
受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 受講申請書の受付場所
津市広明町13番地 三重県総務部消防防災課
- 4 受講申請書等の請求先
三重県総務部消防防災課
三重県各県民局県事務所及び同地方振興事務所
各市消防本部及び各消防組合消防本部
- 5 その他
受講申請手続等の詳細については、受講申請書等の請求先で交付する受講案内を参照すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任並びに住所変更の届出があつた。

昭和55年12月26日

三重県知事 田 川 亮 三

○町屋川沿岸土地改良区（桑名市大字和泉230）

退任理事

桑名市大字安永1152

〃 大字和泉175

〃 大字小泉769

〃 大字萱町36の1

〃 大字福地200の11

〃 大字大貝須9

〃 大字小貝須1142

〃 〃 106

〃 大字東野20

〃 大字太平町22

三重郡朝日町大字繩生1986の2

〃 〃 〃 702の1

〃 〃 〃 591

〃 〃 〃 595

〃 〃 大字小向1251

森 重 治

伊 藤 秋 二

松 岡 善 一

石川 清右エ門

花 井 武 雄

水 谷 辰之助

伊 藤 光 男

鈴 木 総一郎

丹 羽 修 三

吉 田 義 数

山 下 幸太郎

安 達 安 光

栗 田 政 隆

栗 田 善 美

葛 山 栄 蔵

三重郡川越町大字当新田63	水越久一
〃 〃 〃 76	山下彌治郎
〃 〃 大字北福崎37	稲塚秀夫
〃 〃 大字亀須426の1	岡村新兵衛
〃 〃 大字亀尾新田111の2	太田清治

退任監事

桑名市大字小泉19	山下貞生
〃 大字福江21	松井久太郎
〃 大字地藏188	後藤勇
〃 大字立田町201	丹羽留吉
三重郡朝日町大字繩生817	栗田典明
〃 〃 大字小向968	寺本兼左男
〃 川越町大字当新田98	山下時郎
〃 〃 大字亀崎352	小沢邦郎

就任理事

桑名市大字安永383	松岡喜代志
〃 大字和泉175	伊藤秋二
〃 大字小泉19	山下貞生
〃 大字福地200の11	花井武雄
〃 大字大貝須9	水谷辰之助
〃 大字小貝須1142	伊藤光男
〃 〃 106	鈴木総一郎
〃 大字東野20	丹羽修三
〃 大字立田町219	宮田信一
〃 大字萱町36の1	石川清右エ門

三重郡朝日町大字繩生1986の2

〃 〃 〃 702の1	山下幸太郎
〃 〃 〃 591	安達安光
〃 〃 〃 595	栗田政隆
〃 〃 大字小向1251	栗田善美
〃 川越町大字当新田121	葛山栄藏
〃 〃 〃 63	山下勝
〃 〃 〃 287	水越久一
〃 〃 大字亀須426の1	水越久一
〃 〃 大字亀尾154	岡村新兵衛
	木村良弘

就任監事

桑名市大字和泉169	伊藤進
〃 大字地藏188	後藤勇
〃 大字福岡町258	山下弘
〃 大字福江21	松井久太郎
三重郡朝日町大字繩生817	栗田典明
〃 〃 大字小向994	後藤喜四郎
〃 川越町大字当新田98	山下時郎
〃 〃 大字亀崎352	小沢邦郎

○白田野土地改良区(鈴鹿市白子一丁目4-20)

退任理事

鈴鹿市白子一丁目14-10	服部幸一
〃 〃 7-29	古川庄太郎
〃 白子二丁目1-13	兼浦桂次郎
〃 白子四丁目20-15	宮原茂
〃 東旭カ丘四丁目9-34	平田鉄太郎
〃 白子本町14-41	辻茂
〃 江島町850の3	瀬古政一
〃 〃 3045	野田英夫
〃 〃 3253	木本定次郎
〃 野町125の2	鈴木友治郎
〃 〃 124	坂崎徹
〃 西玉垣町4687の1	吉沢正太郎
〃 〃 1449の1	杉野喜市

退任監事

鈴鹿市白子一丁目16-30	長野義郎
〃 白子本町7-26	西谷茂

就任理事

鈴鹿市白子本町14-41	辻茂
〃 江島町3253	木本定次郎
〃 白子二丁目1-13	兼浦桂次郎
〃 白子一丁目14-9	桐生次郎
〃 白子四丁目20-15	宮原茂
〃 白子町1680	坂倉政雄
〃 東旭カ丘四丁目9-34	平田鉄太郎
〃 江島町850の3	瀬古政一
〃 〃 3045	野田英夫

鈴鹿市野町125の2	鈴木 友治郎
〃 〃 124	坂崎 徹
〃 西玉垣町4687の1	吉沢 正太郎
〃 〃 1449の1	杉野 喜市
就任監事	
鈴鹿市白子本町7-26	西谷 茂
〃 白子一丁目32-12	善道 久弥

○亀山北部土地改良区 (亀山市本丸町577)

旧住所	
亀山市川崎町2897-2	一見松 男
新住所	
亀山市川崎町2897-6	一見松 男

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第1項の規定により、伊賀町営土地改良事業 (団体営ため池整備事業、鳥屋谷池地区老朽ため池等整備) を昭和55年12月18日認可した。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川 亮 三

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、所管の県民局土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川 亮 三

指 定 年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
55.11.25	船谷建設株式 会社 代表取締役 船谷 精一	伊勢市吹上2丁目 8の23	度会郡御園村大字高向 字二ツ屋51の2、51の 4	A	4.00	13.15
55.11.25	中西市雄 上村忠義 萩原唯二 高松正公	度会郡小俣町3548 度会郡小俣町元町 536 度会郡小俣町元町 536 度会郡小俣町3336 -66	度会郡小俣町相合 946 -4	A	4.00	60.50
	中南勢開発株 式会社 代表取締役 久保 雅文	松阪市大黒田町 305				

55.12.2	海王丸漁業株 式会社 取締役社長 中村 八十八	度会郡南勢町磯浦 127	伊勢市勢田町字船江山 870の1	A	4.00	21.00
55.12.2	有限会社丸富 代表取締役 谷口 孝文	度会郡御園村大字 新開64の8	伊勢市上地町上通り 1535、1536の4	A	6.00	77.30
55.12.4	坂東 正男	鈴鹿市江島町 の3	821 鈴鹿市江島町字花野 1455、1456	A	4.00	35.00

宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第65条第2項第2号の規定により、次の宅地建物取引業者の業務の全部停止を命じた。

昭和55年12月26日

三重県知事 田川 亮 三

- 商 号 株式会社星和ホーム
- 代表者氏名 和田 彰
- 主たる事務所 四日市市堀木1丁目4番17号
- 免許番号 三重県知事(1)第1281号
- 事務全部停止期間 昭和55年12月27日から昭和56年4月25日まで
120日間

お知らせ

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則 (昭和49年通商産業省令第17号) 第9条の規定により次のとおり公告しますから、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(1)氏名又は名称及び住所 (2)事業者にあつては、その事業の種類 (3)略歴 (法人及び団体にあつては、事業の沿革) (4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に三重県商工労働部商工課に到着するよう提出してください。

昭和55年12月26日

三重県大規模小売店舗審議会

会長 丹羽 友三郎

- 届出者の氏名又は名称 (所在地)
株式会社 八百久 (松阪市)
- 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
八百久山室店
松阪市光町868番地

- 3 店舗面積
793㎡
- 4 開店日
昭和56年5月13日
- 5 閉店時刻
午後7時
- 6 休業日数
年間24日(月2日)

障害者の

完全参加と平等



1981年は国際障害者年

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,400円

1箇年 16,800円

昭和55年12月26日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課